

地域福祉計画のこれまでの経過と今後の方向性について

資料1-1

1 地域福祉計画のこれまでの経過

・平成12年6月 改正社会福祉法施行

平成15年4月以降、都道府県は「地域福祉支援計画」を、

市町村は「**地域福祉計画**」を策定することを規定

・大阪市地域福祉計画（第1期：平成16～20年度、第2期：平成21～23年度）

- ・市域を対象として、地域福祉の具体的推進方策を記載
- ・各区の地域福祉アクションプランの推進と、市全体での支援方法を記載

・大阪市地域福祉推進指針（平成24年12月～）

- ・各区における地域福祉の推進のための「方向性」のみ局が区へ提示
- ・指針の方向性をベースとして、各区の実情に応じて区地域福祉ビジョンを策定

2 今後の方向性

＜区の見解＞

各区に共通する福祉課題や法改正等への対応は、統一的な解釈や最低限実施すべきものを局で定め各区へ具体案を示して欲しい。
区はその上で地域の実情に応じた取組を進めて行く。

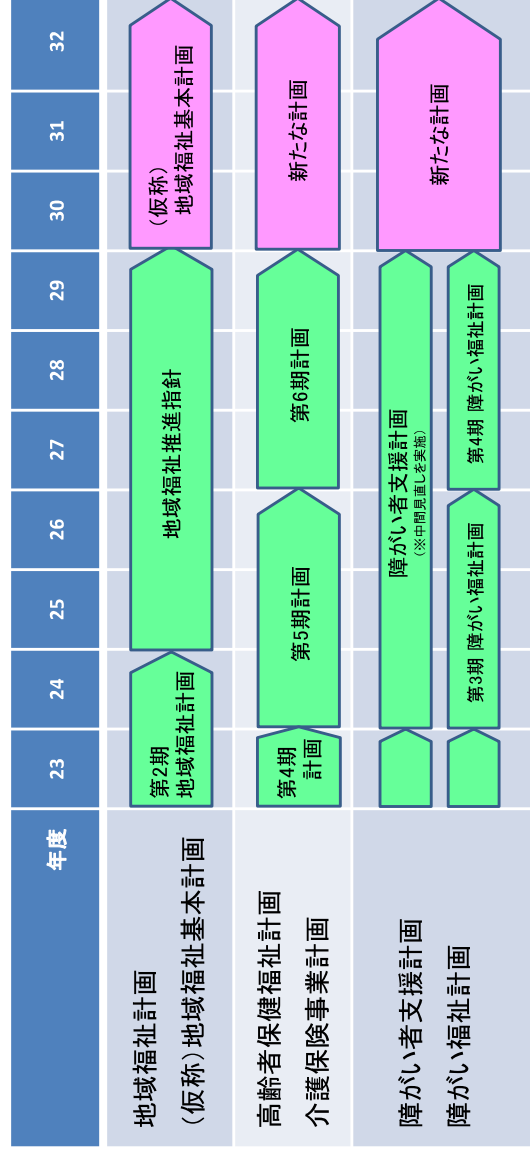
＜社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見＞

- ・都道府県が市町村を支援するため「地域福祉支援計画」を策定しているように、本市においても各区を支援するための「地域福祉支援計画」を策定する必要がある。
- ・市全域において広域的に共通した取組を進めるため、市レベルの計画が必要である。



各区の取組をさらに強力に支援していくため、市レベルの計画を策定

3 計画期間について

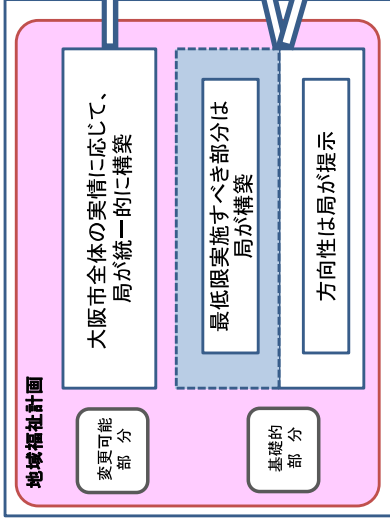


4 スケジュール

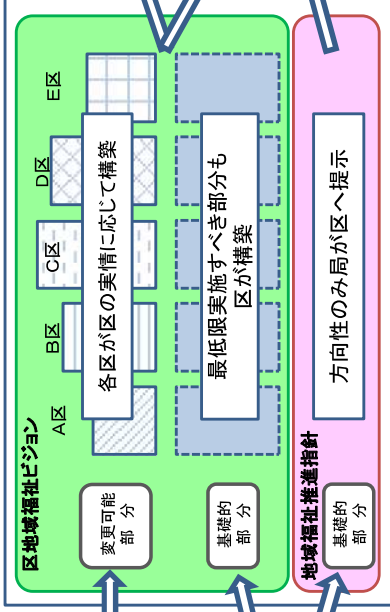
年度	時期	内容
28	9・10月	〇社会福祉審議会地域福祉専門分科会(審議会)の体制整備
	11月	〇庁内検討
	〃	〇意見聴取
	10月	・相談支援事業者等の現場の意見 ・審議会における専門的な意見
29	12月	〇パブリックコメント
	3月	〇市会議論 〇審議会とりまとめ 〇決定
30	4月	〇施行

(仮称)地域福祉基本計画の策定について

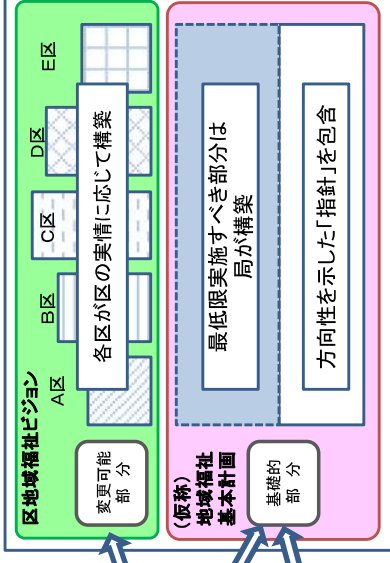
地域福祉計画〔第1期：平成16～20年度〕 〔第2期：平成21～23年度〕



地域福祉推進指針（現状）〔平成24年12月～〕



(仮称)地域福祉基本計画



1 実態調査から見えてきた課題と今後の方向性

【計画】
(1) 各区に共通する福祉課題や法改正等への対応について

・局が統一的な考え方や法解釈を示したうえで、全市一律の事業構築を行い、区において事業実施してきた。

【指針】

・局は全市一律の事業構築を行わず、各区が実情に応じた独自事業を構築・実施している。

【課題】

・区の実情は最大限反映されるものの、各区に共通する基礎的な部分も含めた事業の企画・立案を行うっており、事業実施まで多くの時間を要している。

【今後の方向性】

・局が統一的な法解釈や最低限実施すべきものを定め、各区に具体案を提示することにより、区は実情に応じた施策の展開に専念することができる。

【具体例】
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
各区に共通する課題であった「要援護者の見守り」について、
・局において最低限実施すべき標準的な事業を構築したうえで区に提示。
・区は実情に応じて事業の上積み等を実施。

・福祉人材等の育成・確保や福祉に携わる本市職員の専門性の確保については、各区単位で実施することは非効率であり、中長期的な視点を持って局で実施するべき。
(そのうえで、区は実情に応じた取組を実施)

2 新たな課題として、盛り込むべき事項

各福祉分野(高齢者、障がい者、子ども・子育て等)の連携について
① 支え合いのための「地域づくり」
これまで社会福祉協議会を中心となり取組が進められてきたが、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度においても、これまでの個別支援に加え「地域づくり」に取り組むこととされており、効果的な連携手法について検討が必要。

② 相談支援体制の整備
福祉分野ごとに相談支援機関が設置されるなど、サービスや機能が充実してきたが、福祉課題が複雑化・多様化・深刻化する中、ひとつの分野だけでは十分な支援につながらない事例(※)が多くなっており、横断的に連携する仕組みの構築が必要。また、今後重点的に取り組む必要がある「子どもの貧困対策」においても、各福祉分野の連携が極めて重要。
※(例) 夫のDVから逃れた母と発達障がいがある児童の2人世帯、高齢で認知症の母と知的障がいがある息子がいる世帯

【今後の方向性】

・これらの新しい課題については、学識経験者等の意見もお聞きしながら施策を構築していく必要があることから、局で検討を行ったうえで区へその機能を示し、区はそれに基づき、実情に応じた事業を構築する。

(仮称)地域福祉基本計画期間については、
高齢者、障がい者等の各種福祉計画と同期間の
平成30年4月～平成33年3月(3年間)とする。